

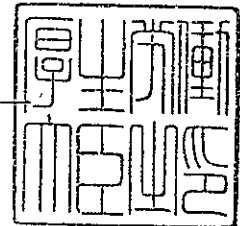
厚生労働省発食安第0922002号

平成20年9月22日

内閣府食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料のうち、同法第24条第1項第5号並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項及び第3条第1項の規定に基づき、平成20年3月25日付け19消安第14242号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものの資料については、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること

タウリン

